

春の全国火災予防運動

3月1日(木)～7日(水)

# 火の用心 ことばを形に習慣に

春は空気が乾燥し、風の強い日が多いため、火災が発生しやすく、人命や貴重な財産が数多く失われています。火災を防ぐポイントを紹介します。

## 住宅防火 いのちを守る7つのポイント

▼寝たばこは、絶対やめる。

▼ストーブは、燃えやすいものから離して使用する。  
▼ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。  
▼逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。  
▼寝具や衣類、カーテンなどは、防災製品を使用する。  
▼火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。  
▼お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所との協力体制を作る。



## 枯れ草を燃やすときは ご用心

春は枯れ草などの焼却による火災が多く発生しています。「目を離していた」大量に



春は火災の多い季節です。火の用心をお願いします(1月4日・市消防団出初式)

## 住宅用火災警報器の設置を

消防法により、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。まだ設置していない住宅は



※住宅用火災警報器の電池や本体の交換は、10年が目安です。  
須賀川消防署 ☎(76)3197

## 年金だより・各種書類を発送

# 確定申告などに ご利用ください



保険年金課 ☎(88)9137

●第2土曜日 午前9時30分～午後4時

## 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象(その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が該当)になります。控除を受けるためには、確定申告の際に、納付したことを証明する書類の添付が必要です。

日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を、次のおり郵送しますので、大切に保管してください。

問い合わせ ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165  
※050で始まる電話から掛けるときは、☎03(6700)1165  
受付時間 ●月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分  
※月曜日は午後7時まで

燃やしすぎた「消えた」と思い家に帰った」など、ささいなことが主な原因です。

特にこの時期は、空気が乾燥し、風速、風向きが変わりやすいので注意が必要です。「これくらいなら大丈夫だろう」と油断はせず、火の用心を心掛けてください。

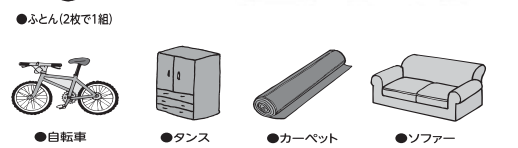
※原則、野焼きは禁止されています。害虫駆除のため野焼きをするときは、農政課 ☎(88)9140にご相談ください。消防署への届け出も忘れずにお願います。



申告の準備はお早めに(平成29年12月16日・西袋地域歳時記で、中学生にしめ縄作りの指導に当たった老人クラブの皆さん)

なお、家族の国民年金保険料を納付したときも、申告する本人の社会保険料控除に加算できます。家族宛てに郵送された控除証明書を添付の上、申告してください。  
問い合わせ ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004  
※050で始まる電話から掛けるときは、☎03(6630)2525  
自動音声案内に従ってください。  
受付時間 ●月～金曜日 午前8時30分～午後7時  
※祝日を除く  
●第2土曜日 午前9時～午後5時  
郡山年金事務所 ☎024(932)3434

# 粗大ごみの出し方



環境課 ☎(88)9129

家庭から出る粗大ごみ(一番長い辺で60センチメートル以上のもの)の出し方は、各地域で異なります。

須賀川地域 環境課に戸別収集の事前予約が必要です(電話可)。  
※一度に出せる数は1世帯3個まで

▼受付時間 午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

長沼・岩瀬地域 決められた日時(ごみ収集カレンダーで確認)に、行政区・氏名を紙などに書いて粗大ごみに貼り、ごみステーションに出してください。

※ごみステーションに出すことが困難なときは、戸別収集

も行いますので、環境課にご連絡ください。

粗大ごみで出せないごみ  
▼家電4品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵・冷凍庫、エアコン)

▼その他 消火器、ガスボンベ、バイク、自動車部品(タイヤ、バッテリー、マフラー、バンパーなど)

▼事業系事務所、商店、工場、農業などのごみ  
須賀川地方衛生センター ☎(73)4515に自分で搬入(有料)するか、処理業者に依頼してください。

詳しい処分方法や処理業者が分からないときは、環境課にお問い合わせください。



## ゆとりのある老後を 国民年金基金制度

国民年金基金は、自営業や農業などの皆さんが、ゆとりある老後を過ごせるよう、国民年金に上乘せる公的な年金制度です。  
加入できる人 ●20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者  
●60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している人

## ～少ない掛金・自由なプラン～ 掛金は全額所得控除で税金がお得

掛金は、全額が社会保険料控除の対象になり、所得税と住民税が軽減されます。受け取る年金も、公的年金等控除の対象になるので、税制面で優遇されます。  
県国民年金基金 ☎0120(65)4192  
国民年金基金 検索

## 税務署からのお知らせ

# 申告書の作成会場は 2月16日(金)から

期間 2月16日(金)～3月15日(木) ※土・日曜日を除く  
時間 午前9時～午後4時  
※午後3時までの来場にご協力ください。  
会場 産業会館(期間中、須賀川税務署内では、申告は受け付けできません)  
会場は大変混雑しますので、自宅でも作成できる国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」が便利です。詳しくは、国税庁ホームページか、須賀川税務署 ☎(76)2194

賀川税務署にご確認ください。その他 確定申告書を提出するときは、個人番号と本人確認書類(運転免許証など)の提示か、写しの添付が必要です。詳しくは、広報すかがわ1月号をご覧ください。

## 納税は、安全・便利な 口座振替のご利用を

所得税の納付  
▼納期限 3月15日(木)  
▼振替日 4月20日(金)  
個人の消費税の納付  
▼納期限 4月2日(月)  
▼振替日 4月25日(水)  
※口座振替を希望する人は、納期限までに税務署に届け出が必要です。  
須賀川税務署 ☎(76)2194